

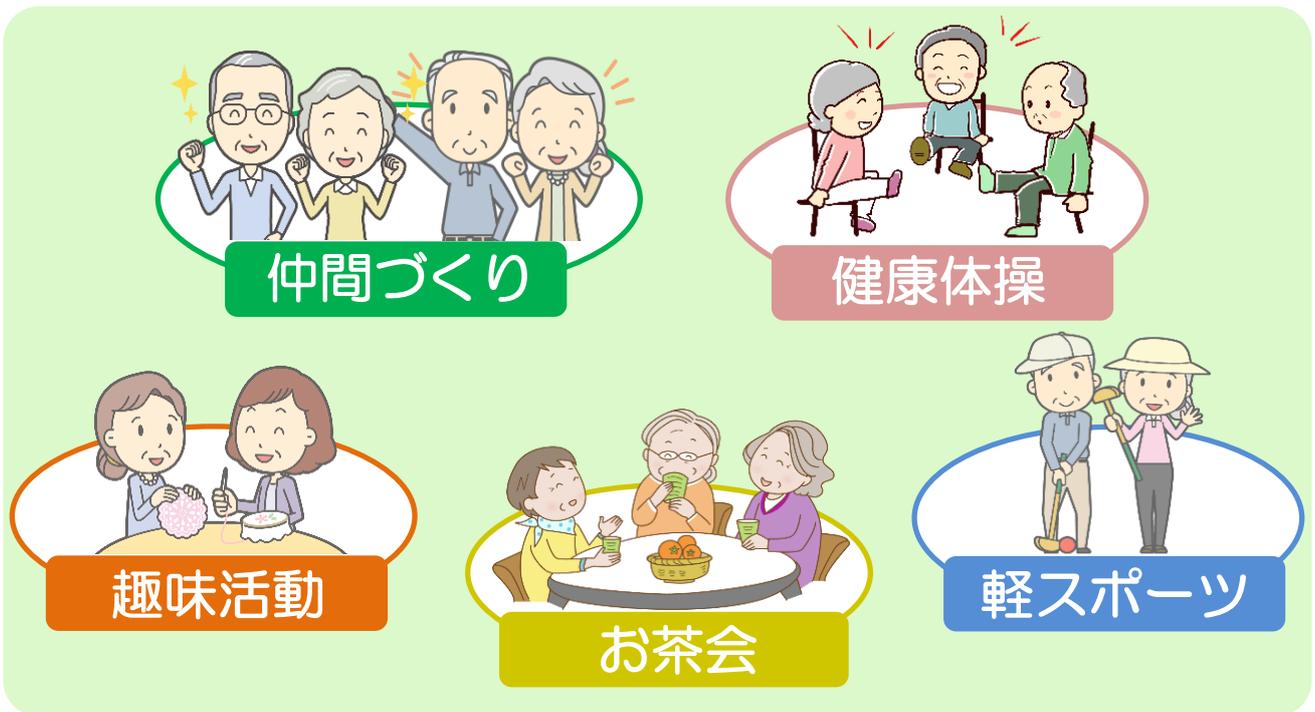


野田市えんがわ支援事業のご案内

1 「えんがわ」とは

「えんがわ」とは、野田市が推進する「介護予防10年の計」の6つの戦略のうちの一つで、高齢者の方々が中心となって、日常にお住まいの地域で地域の方々とふれあうことができる通いの場のことです。地域住民が活動主体となって、地域にある集会所などを活用して、体操などの軽運動や、お茶を飲みながらの歓談、趣味活動など、様々な活動を行い、人と人とのつながりを通じて高齢者の社会における孤立の防止を図ることを目的としています。えんがわを開設する方には、市から一定の補助が出ます。（2ページ参照）

2 えんがわでの活動内容



3 えんがわの補助対象及び対象会場

補助対象	企業又は個人
対象会場	定期的開催可能な屋内の場所を確保し、その会場を中心に活動を行うこと（自治会館、自宅、介護事業所、商店など）※

※いつでも、だれでも自由に参加できるようにするため、公共施設等で活動するサークル等は対象外です。



4 えんがわの開設・運営支援補助金と補助対象経費等

えんがわの開設要件を満たし、えんがわを開設しようとする方に対し、開設支援補助金と運営支援補助金として、補助対象経費に対して表1の範囲内で補助金を交付します。

また、補助金の受け取り方は、「概算払」か「精算払」から選択できます。(表2参照)

【えんがわの開設要件】

- ①体操、趣味、教養又は娯楽に係る活動その他の多様な活動を実施するものであること。
- ②おおむね毎月1回以上定期的に開催し、1回当たりの開催時間が2時間以上であること。
- ③毎年度の利用者の半数以上が市内に住所を有する65歳以上の者であること。
- ④無料で利用できること。ただし、利用者の飲食費、賄材料費等の実費に相当する額については、この限りでない。

表1 補助金の種別、補助金の交付の対象となる経費、期間及び補助金の額

補助金の種別	補助対象経費	補助対象期間	補助金の額
開設支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する建物の改修に要する経費 ・使用する消耗品及び備品の購入に要する経費 ・周知に要する経費 ・その他開設に要する経費^{※1} 	開設する日が属する年度	5万円を限度として支給します。
運営支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する消耗品及び備品の購入に要する経費 ・周知に要する経費 ・保険料、会場使用料及び講師謝礼 ・その他運営に要する経費^{※1} 	開設する日が属する月から起算して36月間	各年度につき、5万円を、合計15万円を限度として支給します。 ^{※2}

※1 飲食費は補助対象経費にはなりませんのでご注意ください。

※2 開設月によって、運営支援補助金の上限額は原則として次のとおりになります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
50,000円	45,900円	41,700円	37,500円	33,400円	29,200円
10月	11月	12月	1月	2月	3月
25,000円	20,900円	16,700円	12,500円	8,400円	4,200円

表2 補助金の受け取り方

	内容
概算払	事前に開設支援補助金及び運営支援補助金を受け取り、年度末の実績報告後に精算します。
精算払	年度末の実績報告後に補助対象経費分の補助金を受け取ります。

5 えんがわの開設・運営手続きについて



①野田市役所の高齢者支援課に相談しましょう！

担当職員に相談することで、補助金の対象となるかを確認します。
補助金の受け取り方法を選ぶことができます。(2ページ参照)

②開設に必要な書類を提出しましょう！

野田市役所の高齢者支援課に次の書類を提出します。

えんがわを開設する **30日**
前までに提出しましょう！

- ・野田市えんがわ支援事業補助金交付申請書
- ・野田市えんがわ支援事業補助金概算払請求書*
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・えんがわに使用する建物についての権利を証する書類 など

※補助金の受け取り方を「概算払」にした方のみ提出。

③高齢者支援課から決定通知が届いたら「えんがわ」の開始です！

④「えんがわ」の実績報告をしましょう！

	月次報告	年次報告
提出書類	・事業実績報告書*	・事業実績報告書* ・収支決算書 ・補助対象経費に係る支出を証する書類
提出期限	活動月の翌月の10日まで	活動年度の翌年度の3月31日まで
提出場所	野田市役所 高齢者支援課	

※最低限、下表の内容を事業実績報告書に記載してください。

月次報告	活動日時、参加者数、活動内容
年次報告	月別及び年間活動回数、参加者数、活動内容

⑤高齢者支援課から補助金の確定通知が届いたら手続きをしましょう！

高齢者支援課から「野田市えんがわ支援事業補助金交付額確定通知書」が届いたら、下表に基づいて、手続きを行ってください。

	手続内容
概算払	補助金交付決定額が事前に受け取った補助金額を下回っていた場合、確定通知と一緒に届いた納付書で補助金を返還してください。
精算払	「野田市えんがわ支援事業補助金交付請求書」を提出してください。

⑥更新の手続きをしましょう！

翌年度以降も補助対象期間であり、運営支援補助金の交付を受けようとする方は、開設時と同じ申請書類一式を高齢者支援課へ提出してください。

開設手続き

運営手続き



6 運営支援補助金の補助対象期間が終了した皆様へ

えんがわを開設して36月間について運営支援補助金を受けられますが、補助対象期間が終了した後も「えんがわ」の運営を継続できるように、「運営継続支援補助金」として、補助対象経費に対して表3の範囲内で補助金を交付します。

表3 補助金の交付の対象となる経費、期間及び補助金の額

補助金の種別	補助対象経費	補助対象期間	補助金の額
運営継続支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> 使用する消耗品及び備品の購入に要する経費 周知に要する経費 保険料、会場使用料及び講師謝礼 その他運営に要する経費^{※1} 	運営支援補助金の補助対象期間終了月の翌月から起算して60月間	各年度につき3万円を、合計15万円を限度とする。 ^{※2}

※1 飲食費は補助対象経費にはなりませんのでご注意ください。

※2 運営継続支援補助金の上限額は原則として次のとおりになります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
30,000円	27,500円	25,000円	22,500円	20,000円	17,500円
10月	11月	12月	1月	2月	3月
15,000円	12,500円	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円

7 開設・運営にあたっての注意事項

- (1) えんがわでは、チラシの設置や体操教室の実施など、市が行う介護予防事業にご協力をお願いします。
- (2) 補助金交付決定日より前の費用については、補助金の対象外となります。
- (3) えんがわの実施に関係する書類は最低5年間保存してください。
- (4) 参加者名簿の作成など個人情報の収集を行わないようにしてください。
- (5) えんがわの開催時間中は、その旨を周知できる掲示物等を外部に明示してください。
- (6) 市職員がえんがわの実施状況を確認しに伺う場合があります。
- (7) その他「野田市えんがわ支援事業補助金交付規則」を遵守してください。
- (8) たくさんの方が集まれるように、日程等の調整にご協力をお願いします。

問合せ先

野田市 福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係

〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 電話：04-7123-1092